

地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況(令和7年度実施状況)

法人名: 社会福祉法人 麦の子会

事業所名: むぎのこ児童発達支援センター

住所: 札幌市東区北36条東8丁目1-30

No.	児童発達支援センター中核機能強化(項目)	体制及び取組状況
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター長会議に出席(令和7年5月2日、6月11日、7月14日、8月26日、10月1日、令和8年1月15日、3月3日) ・札幌市自立支援協議会子ども部会運営会議(全3回)に出席 ・札幌市自立支援協議会子ども部会発達支援者支援力向上セミナー(初級令和7年9月2日、中級令和7年12月15日)に参加 ・札幌市自立支援協議会子ども部会札幌市児童発達支援センター会議共催全体研修(令和8年1月26日)に参加 ・札幌フロンティアライオンズクラブ協賛研修会(令和8年2月27日)に参加 ・要保護児童対策協議会に出席 ・児童相談所、こども家庭センターとケースについての定期的な会議の開催 ・栄東地区まちづくり未来会議に出席 ・栄町中学校パートナー校区学校運営協議会に出席
	例: 市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等	
2	幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・同法人内において児童発達支援事業、放課後等デイサービス・生活介護を実施している。 ・家族支援としてベアレントプログラムやベアレントトレーニング、心理士・保育士による親子発達支援(年2回、年長児のみ年3回)、グループカウンセリング(週1回)、保護者向け勉強会(月1回)を実施している。 ・心理士・OT・PT・STを配置し、個別支援と集団支援を行っている。 ・保育士・児童指導員によるウォッチミープレイでの個別支援の実施 ・支援のあり方のテキストの作成 ・法人内のヘルパー、ショートステイと連携している。 ・地域療育等支援事業、保育所等訪問支援等を実施し、幼児期から学齢期の児童に対して支援を行っている。
	例: 放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施することや、保育所等訪問支援等の取組を行っていること	
3	地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援マネジャーが地域の障害児通所支援事業所を訪問し、ニーズに合わせたアドバイスや、必要に応じて専門機関を紹介している。 ・児童発達支援センター研修を実施し(令和7年12月11日実施)。「行政説明札幌市が目指す障害児通所支援事業の方向性について・こどもの時に大切にしたいこと(講義)」、「家族支援について(グループワーク)」)、地域の事業所さんが参加。 ・障害児等訪問支援を実施している。
	例: 定期的な情報共有、研修会の開催、助言・援助等の実施等	
4	インクルージョンの推進体制を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域障害児等療育支援、保育所等訪問支援事業を中核機能として実施し地域の保育園へ出向き、支援を要する子がいるクラス運営や環境調整について助言援助を行い、支援が必要な子ども一人ひとりの特性を考慮し、その子に合った方法でコミュニケーションを取るためのアプローチや、個別の支援が円滑に進むようにサポートしている。 ・保育園、幼稚園との併行通園児の情報共有を行い、関係機関との連携を深めている。 ・法人内でインクルーシブ教育についての調査研究の実施をしている。
	例: 保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言・援助等の実施、障害児の併行通園や保育所等への移行支援の実施	
5	発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・通園開始前のお子さんを対象にプレむぎのこを実施(毎年11月から週1回) ・子ども誰でも通園制度の実施(令和6年10月開始、定員3名)、発達に心配なお子さんを療育に繋げている。 ・子ども家庭支援センターと密接に連携し、特に支援が必要な家庭に対して状況に応じた適切な支援を提供している。 ・指定障害児相談支援を有し実施している。
	例: 障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等	